

ベトナム：法務基本情報

名称	留意点
1.進出形態	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業法第 68/2014/QH13 号、商法第 36/2005/QH11 号、投資法第 67/2014/QH13 号 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国企業の駐在員事務所：連携活動、市場調査活動および外国本社の事業の促進活動の権能のみを有し、一切の営利活動が禁止されている。 外国企業の支店：銀行などの一部の業種を除き、設立が認められた実例がほとんどない。 外資の一般的な企業形態としては、以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> + 会社設立 <ul style="list-style-type: none"> * 株式会社：株主は常時 3 名以上必要、また、株主総会・取締役会・監査役会の設置が義務付けられる（監査役会は設置不要の例外あり） * 一人有限会社又は二人以上有限会社：会社機関が簡素化されており、外国投資会社において最も一般的に採用されている + 契約に基づく投資（BCC 契約）：損益分配を定める契約による共同投資で、法人格を有しないが、投資法による投資登録が義務付けられ、また管理委員会などの管理組織の設置が必要である。
2.競争法	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争法第 27/2004/QH11 号 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工省傘下のベトナム競争庁が、競争制限的行為（競争制限的協定、市場支配的地位・独占的地位の濫用、経済集中）および不公正競争行為（虚偽表示、秘密侵害、事業制限、信用棄損、事業活動妨害、不公正競争目的広告、不公正競争目的販売促進、事業者組合の差別的行為、違法なマルチ販売、その他の不公正競争行為）の規制を行う。 M&A において合併・事業取得・共同事業などの経済集中が行われる場合、関連市場における市場占有率 50%超となる経済集中は原則として禁止され、30%以上 50%以下となる場合は、ベトナム競争庁に対する事前の届出義務がある。
3.不動産法制	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地法第 45/2013/QH13 号、住宅法第 65/2014/QH13 号、不動産事業法第

	<p>66/2014/QH13 号</p> <p>【ポイント】</p> <p>土地法</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土地は全人民所有に属し、国家が所有者の代表としてそれを統一して管理する。国家は本法の規定に従って土地使用者に土地使用权を交付する。 • 外国籍の個人・法人は土地使用权を取得できない。 • ベトナムで設立された外資企業は、以下の場合に限り土地使用权を取得でき、これらの土地に、指定された土地用途に合致した工場・商業ビル・賃貸マンションなどの建物を建築・所有することができる。下記以外の土地使用权取得（現権利者からの買受やサブリースなど）は認められない。 <ul style="list-style-type: none"> +投資プロジェクト実施のために国家からリース +工業団地内の土地を工業団地会社からサブリース +土地使用权による現物出資 +分譲用住宅用地の仕入れとして国家から割当 <p>住宅法</p> <ul style="list-style-type: none"> • ベトナムで設立された外資企業（社宅用に限る）または外国籍の個人は住宅を購入できるが、取得のための要件、対象物件、用途など多くの規制がある。
<p>4.労働法</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 労働法第 10/2012/QH13 号、労働組合法第 12/2012/QH11 号、社会保険法第 58/2014/QH13 号 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 労働契約には、有期限（12 か月以上 36 か月以下）労働契約、無期限労働契約、季節的業務・特定業務労働契約（12 か月未満）がある。有期限労働契約は 1 回のみ更新でき、2 回目の更新時には無期限労働契約となる。 • 時間外労働時間は、1 か月 30 時間、年 200 時間（政令に定める特別事情がある場合には 300 時間）を上限とし、労使の合意によってもこれを引き上げることはできない。 • 従業員 10 人以上の事業所は、就業規則を、労働組合の意見を付して、労働当局に登録する義務を負う。 • 解雇には、通常・整理・懲戒解雇の 3 種があるが、いずれも労働法に厳格な要件が規定されており、実務上あまり行われていない。懲戒事由は、労働法・就業規則の両方に明記された事由のみ認められる。 • 「ベトナム労働組合」という全国単一の労働組合のみが合法化されており、労働総同盟（中央）、地域労組、基礎労組（事業所）の各レベルで構成される。使

	<p>用者は、企業内労組の有無を問わず、労働組合法に基づく使用者負担金を拠出する。</p>
<p>5.知的財産権法</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産法第 50/2005/QH11 号 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 著作権、工業所有権（特許権、実用新案権、工業意匠権）、商標、商号、地理的表示、営業秘密、植物品種権等が保護の対象。 著作権は無方式主義を取っている。 知的財産権の侵害があった場合、ほとんどの事案では、裁判所による救済よりも、行政違反制裁処分（差止、押収、廃棄、行政罰金など）が選択されている。また、国外から持ち込まれる模倣品に対しては、税関に対する事前の情報提供・措置の要請等が行われる。 マドリッド議定書および工業所有権の保護に関するパリ条約等種々の国際協定に加盟。
<p>6.裁判制度・仲裁</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法、仲裁法 <p>【ポイント】</p> <p>裁判制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 二審制＋監督審（職権による破棄審）からなり、第一審においては、人民参審員 2 名と職業裁判官 1 名との合議体により審理する。 2016 年から、最高裁判所が判例を選定・公表している。また、2017 年から、最高裁判所判決・決定データベースが公開されている。 裁判所に提出する文書は、全てベトナム語に翻訳しなければならない。 保全申立は、本案事件の訴状提出と同時またはそれより後にのみ行うことができる。 裁判管轄の指定：日本など外国の裁判所を管轄裁判所とすることは可能であるが、裁判所判決の相互承認に関する条約をベトナムと締結している国（日本は未締結）を除き、外国裁判所の判決をベトナムにおいて執行することは、ほぼ不可能。 <p>仲裁</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務的には、契約当事者により、国内仲裁または外国（シンガポールなど）仲裁が選択される例が多い。 外国仲裁判断をベトナム国内で執行するには、ベトナム裁判所の承認・執行決定を要する。

<p>7.外国為替管理・輸出入管理</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨管理令（国会常務委員会令第 06/2013/UBTVQH13 号） <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨による海外送金：法令の定める目的（輸入代金・サービスフィーの支払い、ローン返済、配当その他）のある場合に限り認められ、目的ごとに条件が定められている。 海外からの長期ローン：中央銀行に登録しなければならない：政令第 219/2013/ND-CP 号、中央銀行通達第 03/2016/NHNN 号 国内取引を外貨建てで支払・表示することが禁止され、外貨建ての契約は無効とされる：中央銀行通達第 32/2013/TT-NHNN 号、同第 16/2015/TT-NHNN 号 中古設備・機械の輸入は、原則として、製造後 10 年以内、安全・省エネ・環境保護に関するベトナムまたは G7 の基準に適合する場合のみ認められる：科学技術省通達第 23/2015/TT—BKHCN 号
<p>8.コンプライアンス</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑法第 100/2015/QH13 号、汚職防止法第 55/2005/QH11 号 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑法上、200 万ドン（約 1 万円）を超える金品・利益の供与は、原則として賄賂に該当する。 100% 国有企業の役職員、国家出資企業で国家の株主権・出資持分を行使する者などは、公務員とみなされる。 2018 年 1 月施行の改正刑法により、民間企業役職員に対する利益供与（いわゆる「商業賄賂」）も刑事処罰対象となった。 公務員の収賄等に関する禁止行為・懲戒処分は汚職防止法が詳細に定めている。
<p>9.撤退</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 破産法第 51/2014/QH13 号、企業法、投資法 <p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業法、投資法、破産法 <p>【ポイント】</p> <p>ベトナムからの撤退は以下の形態により行われる</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式・出資持分の売却：ベトナム法人の株式・出資持分を売却する場合には、

	<p>出資比率・業種によっては投資法による当局の承認が必要となることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 解散・清算：解散決議後、企業法による当局への届出および清算手続きを行い、清算終了後に投資ライセンスを返却する。ほぼ全件で税務調査が行われ、租税を完納するまで清算終了できない。 ● 破産：支払不能に陥った会社は、裁判所による破産手続きにより破産・清算を行う。
<p>10.その他<外国投資規制></p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投資法、WTO コミットメント、日越投資協定、外資流通業規制（商法）、その他の業法 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス分野での投資に関し、ベトナム政府は、WTO コミットメントにより、各分野の市場開放の有無・留保事項についての対外約束を行っている。外資規制の国内法令は、WTO コミットメントに沿って制定される。 ● 日越二国間の投資協定により、日本企業に対しては、WTO コミットメントよりも広範な市場開放が約束されているが、実務上は投資管理当局がWTO コミットメントを援用するケースがあり、日越間の懸案となっている。 ● 外国投資家がベトナムに新規出資するためには、投資登録証明書(IRC)の取得が義務付けられ、IRC 取得後に会社設立が認められる。IRC 発行審査は、投資の適法性のほか、事業のフィージビリティも対象とする。 ● 既存会社の買収・追加出資などの M&A については、IRC 発行は不要であるが、出資比率・業種によっては、投資法上の M&A 登録が必要な場合がある。 ● 業種ごとの外資規制も広く行われている。 たとえば、外資企業が流通業（小売業および特定の商品についての輸入業・卸売業）を営むには特別のライセンス取得を要し、2 店舗目以降の小売施設の設置許可を受けるには、規模・業態によって地元の所轄機関によるエコノミックニーズテスト（周辺地域の商業・交通・環境等の状況にもとづく審査）が必要となる。